

平成22年 8 月 5 日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号
DAオフィス投資法人
執行役員 西垣佳機

第6回投資主総会招集のご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、平成22年8月19日（木曜日）17時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

- 1、日 時：平成22年8月20日（金曜日）午前10時
- 2、場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー 18階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3、会議の目的事項：

決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.da-office.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、本投資主総会の3日前まで（平成22年8月17日まで、同日を含みます。）に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。
 - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 本投資法人が大和証券グループの一員であることを広く認知いただきブランドイメージの刷新を図るため、本投資法人の商号変更を行うものです（第1条、附則第1条）。
- (2) 平成21年1月5日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」により、投資証券が電子化されたことに伴って必要な字句の修正等を行うものです（第6条、第8条）。
- (3) 「租税特別措置法」の改正により、投資法人に係る課税の特例の適用を受けるための要件について、支払配当の額に関する要件の計算の基礎となる金額が配当可能利益の額に変更されたこと、投資法人の合併時の税務上の特例を受けるための要件が新設されたこと、及び投資法人に係る課税の特例の要件の一部が変更されたことなどに伴い、用語の変更、規定の新設その他必要な字句の修正などを行うものです（第32条、別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）7.、8.）。
- (4) 本投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる資産への機動的な投資を可能とするために、資産運用の対象の追加を行うものです。
（別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の対象）5.（6））。
- (5) 地方都市の動向に応じた機動的な投資を行うため、本投資法人の投資対象エリアについて、「地方主要都市」の具体的な都市名を規約から削除するものです（別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）1.）。
- (6) 本投資法人の組入資産のうち不動産を信託財産とする信託受益権に関しては、当該信託財産たる不動産について、当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させて賃貸を行う場合のほか、本投資法人が当該信託の受託者からこれを賃借した上で第三者に転貸することがあるため、かかる形態による資産運用が行われることを明確化するために必要な字句の修正等を行うものです（別紙1「資産運用の対象及び方針」（取得した資産の貸付けの目的及び範囲）1.）。

- (7) その他必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、「投資信託及び投資法人に関する法律」、「金融商品取引法」その他本投資法人に適用される法令、社団法人投資信託協会規則及び社内規程との整合性の観点から、変更を加えるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>DAオフィス投資法人</u>と称し、英文では <u>DA Office Investment Corporation</u>と表示する。</p> <p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項) 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿 (証券保管振替制度による実質投資主 (以下「実質投資主」という。) に関する名簿 (以下「実質投資主名簿」という。) を含む。以下同じ。)</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行</u>その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、<u>投資主 (実質投資主を含む。以下同じ。)</u>の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p>第32条 (金銭の分配の方針) [条文省略] (1) 利益の分配</p>	<p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>大和証券オフィス投資法人</u>と称し、英文では <u>Daiwa Office Investment Corporation</u>と表示する。</p> <p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項) 本投資法人の<u>投資主名簿</u>への記載又は記録、<u>投資主の権利の行使の手続</u>その他の<u>投資口の取扱いに関する手続</u>並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p>第32条 (金銭の分配の方針) [現行どおり] (1) 利益の分配</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額</u>（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額（<u>出資総額等</u>）を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>②投資主への分配においては、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の<u>配当可能所得</u>（以下「配当可能所得」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p>	<p>①本投資法人の資産の運用によって生じる<u>分配可能金額</u>（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>②投資主への分配においては、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の<u>配当可能利益の額</u>（以下「配当可能利益の額」という。）の金額の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。</u>）を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能<u>所得の金額</u>の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会の定める規則（以下「投信協会規則」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>[新設]</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針 （資産運用の対象） 1. [条文省略] 2. [条文省略] (1) [条文省略]</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能<u>利益の額</u>の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、社団法人投資信託協会の定める規則（以下「投信協会規則」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる<u>投資口の口数</u>に応じて分配する。</p> <p><u>附則</u> <u>第1条（商号）の変更は、平成22年9月1日に効力が生じる。なお、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針 （資産運用の対象） 1. [現行どおり] 2. [現行どおり] (1) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) [条文省略]</p> <p>(4) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権の<u>み</u>を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) [条文省略]</p> <p>(6) [条文省略]</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>4. [条文省略]</p> <p>5. [条文省略]</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) [条文省略]</p> <p>(4) [条文省略]</p> <p>(5) [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>(6) 信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) 本項第1号乃至前号のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>[新設]</p>	<p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>(4) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) [現行どおり]</p> <p>(6) [現行どおり]</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>4. [現行どおり]</p> <p>5. [現行どおり]</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>(4) [現行どおり]</p> <p>(5) [現行どおり]</p> <p>(6) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p>(7) 信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(8) 本項第1号乃至前号のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>6. <u>金商法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第2項から第5項を適用するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィスとし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、地方主要都市（<u>大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県）、名古屋圏（愛知県、三重県）、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市、函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市</u>）とする。</p> <p>2. [条文省略]</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>4. [条文省略]</p> <p>5. [条文省略]</p> <p>6. [条文省略]</p> <p>7. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、<u>不動産の賃借権、地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</u>）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>	<p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィスとし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、<u>及び地方主要都市とする。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>4. [現行どおり]</p> <p>5. [現行どおり]</p> <p>6. [現行どおり]</p> <p>7. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、<u>不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</u>）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>8. 本投資法人の運用状況について、頻度及び質において高水準の開示を行うことに努める。</p> <p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人の有する不動産については、第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うことを原則とし、<u>信託受益権に係る信託財産たる不動産については、当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うことを原則とする。</u></p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>8. 本投資法人は、不動産等（不動産（<u>投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。</u>）、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する資産の総額に占める割合を<u>100分の70以上とする。</u></p> <p>9. 本投資法人の運用状況について、頻度及び質において高水準の開示を行うことに努める。</p> <p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人の有する不動産については、第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うことを原則とする。また、<u>信託受益権に係る信託財産たる不動産については、当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うか、又は本投資法人が当該信託の受託者との間で賃貸借契約（マスターリース契約）を締結して当該不動産を賃借した上で、本投資法人が第三者との間で転貸借契約（サブリース契約）を締結して転貸することを原則とする。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. [条文省略]</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得<u>価格</u>から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備部分については定額法による。ただし、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び匿名組合出資持分 [条文省略]</p> <p>(3) 不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得<u>価格</u>で評価することができるものとする。</p> <p>(4) [条文省略]</p>	<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. [現行どおり]</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得<u>価額</u>から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備部分については定額法による。ただし、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>(2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託受益権及び匿名組合出資持分 [現行どおり]</p> <p>(3) 不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得<u>価額</u>で評価することができるものとする。</p> <p>(4) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 金銭債権 取得<u>価格</u>から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得<u>価格</u>と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得<u>価格</u>をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(7) [条文省略] (8) [条文省略] 2. [条文省略] 3. [条文省略]</p> <p>別紙3 [条文省略]</p>	<p>(5) 金銭債権 取得<u>価額</u>から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権が債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得<u>価額</u>と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とする。</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得<u>価額</u>をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(7) [現行どおり] (8) [現行どおり] 2. [現行どおり] 3. [現行どおり]</p> <p>別紙3 [現行どおり]</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員西垣佳機より、本投資主総会の終結時をもって辞任したい旨の申し出があったため、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成22年8月20日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成22年7月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(おおたかかずお) 大 高 和 夫 (昭和23年3月14日生)	昭和45年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社)入社 平成2年1月 同社 国際営業部長 平成5年7月 同社 株式先物オプション部長 平成10年4月 同社 外国プロダクト部長 平成11年1月 大和ヨーロッパリミテッド(現 大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド)社長 平成13年6月 大和住銀投信投資顧問株式会社 常務取締役 平成17年4月 同社 専務取締役 平成20年4月 同社 顧問 平成20年6月 同社 監査役 平成22年6月 同社 監査役退任
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成22年7月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(にしがきよしき) 西垣佳機 (昭和44年1月28日生)	平成4年4月 シティトラスト信託銀行株式会社 入社 平成16年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 入社 平成18年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト (現：大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 転籍 平成19年3月 同社 IR総合企画部長 平成20年3月 同社 代表取締役 (現職) 平成20年11月 DAオフィス投資法人 執行役員 (現職)
所有する本投資法人の投資口数	20口

- ・上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務を執行しております。なお、上記補欠執行役員候補者は、本投資主総会の終結時をもって、本投資法人の執行役員を辞任します。
- ・上記補欠執行役員候補者は、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員平石孝行及び佐久間宏の2名は平成22年10月31日をもって任期満了となりますが、本投資主総会の終結時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成22年8月20日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(ひらいしたかゆき) 平石孝行 (昭和40年10月16日生)	平成4年4月 弁護士登録 スプリング法律事務所 (旧名称：沖信・石原・清法律事務所) 入所 平成7年9月 University of Connecticut School of Law 留学 平成8年9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP (旧名称：Pillsbury, Madison & Sutro LLP) 法律事務所 Los Angeles Office勤務 平成9年9月 スプリング法律事務所復帰 (現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任 (現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(さくまひろし) 佐久間宏 (昭和34年1月28日生)	昭和58年4月 日本電気株式会社 入社 平成元年9月 アーサーアンダーセン 入社 平成3年4月 クーパース&ライブランド 入社 平成7年9月 スミス・バーニー証券会社 入社 平成8年7月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社 平成10年4月 佐久間公認会計士事務所設立 (現職) 平成12年5月 株式会社ジャストプランニング取締役就任 (現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任 (現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者佐久間宏は、佐久間公認会計士事務所の所長であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項に基づき、平成22年4月28日に役員会の決議をもって、あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）を本投資法人の一時会計監査人の職務を行うべきものとして選任し、現在に至っております。

つきましては、この度本投資主総会を行うにあたり、会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	有限責任あずさ監査法人
事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル
沿 革	昭和24年 ピート・マーウィック・ミッチェル (PMM) 日本事務所を東京に設立 昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立 昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（昭和49年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 平成15年2月 新日本監査法人よりKPMGの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立 平成15年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入 平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム 平成22年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任あずさ監査法人（英文名称 KPMG AZSA LLC）」に変更

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

(メモ欄)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ欄)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ欄)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

第6回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー 18階

最寄駅	JR線 東京駅より（直結）	徒歩約1分
	丸ノ内線 東京駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より（地下直結）	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。